

< 令和 2 年度個人住民税の主な変更点について >

ふるさと納税制度の見直し

(1) ふるさと納税の対象となる地方自治体の指定

令和元年 6 月 1 日以後は、一定の基準に基づき総務大臣が指定した地方自治体に対して支出された寄附金が、ふるさと納税の対象となりました。

(2) ふるさと納税の対象とならない地方自治体への寄附の取り扱い

総務大臣が指定をしていない地方自治体に対して支出された寄附金は、ふるさと納税制度における特例分の税額控除の適用はありません。

詳しくは下記総務省リンク「ふるさと納税に係る総務大臣の指定」へ

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/furusato/topics/20190514.html